

羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の 基準に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、羽幌町における再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用に関し必要な基準を定め、地域の環境保全を目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びその他の再生可能エネルギー発電設備をいう。
 - ア 大形風力発電設備 ロータの受風面積 200 平方メートル以上若しくは出力 20 キロワット以上
 - イ 小形風力発電設備 ロータの受風面積 200 平方メートル未満で、かつ、出力 20 キロワット未満
 - ウ マイクロ風力発電設備 小形風力発電設備のうち、ロータの受風面積が 3 平方メートル未満で、かつ、出力 2 キロワット未満
- (2) 発電設備等 再生可能エネルギー発電設備及び付帯設備、事業区域とそれ以外とを区分する柵及び塀等をいう。
- (3) 発電事業 発電設備等を設置又は運用し、得た電力を供給又は自ら消費することをいう。
- (4) 事業者等 発電事業を行う者（発電設備等の設置又は維持のみを行う者を含む。）及び発電事業を行おうとする者をいう。
- (5) 事業区域 発電事業が行われ、又は行われようとする区域をいう。
- (6) 土地所有者等 発電事業が行われ、又は行われようとする土地を所有又は管理する者（事業者等を除く。）をいう。
- (7) 住宅等 住宅、商用店舗、事業所（常時無人の倉庫等は除く。）並びに学校等の文教施設、保健医療及び福祉施設等をいう。
- (8) 近隣住民等
 - ア 発電設備等による、騒音、低周波音、日照、光害、悪臭、ばい煙、水質汚濁、電波障害及び災害等に影響のある区域の住宅等に居住する者及び利用者をいう。
 - イ 風力発電設備は、風車を支持する工作物の中心から、大形風力発電設備は 300 メートル、小形風力発電設備は 200 メートル、マイクロ風力発

電設備は 100 メートル以内の住宅等に居住する者及び利用者をいう。
ウ バイオマス発電設備は、発電設備から 300 メートル以内の住宅等に居住する者及び利用者をいう。

3 対象設備

このガイドラインの対象設備は、次の各号に掲げる設備等とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とする発電設備は対象外とする。

- ア 太陽光発電設備
- イ 風力発電設備
- ウ バイオマス発電設備
- エ 水力発電設備
- オ 地熱発電設備
- カ その他の再生可能エネルギー発電設備

4 対象地域

このガイドラインの対象地域は、羽幌町全域とする。

5 設置場所

- (1) 発電設備等の設置及び稼動により、近隣住民等及び猛禽類に影響が無く、倒壊した場合においても他に被害が及ばない場所に設置すること。
- (2) 住宅等からの距離
 - ア 大形風力発電設備、小形風力発電設備及びバイオマス発電設備は 300 メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、住宅等から 200 メートル以上離れている場合で、近隣住民等から書面による同意を得たときは、この限りでない。
 - イ マイクロ風力発電設備は 50 メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、近隣住民等から書面による同意を得たときは、この限りでない。
- (3) 海岸からの距離
 - 全高 13 メートル以上の風力発電設備は、海岸から原則 300 メートル以上離れていること。なお、海上への設置も避けること。
- (4) 道路からの距離
 - ア 道路とは、国道、道道、町道及び私道をいう。
 - イ 道路からの距離とは、道路と道路に一番近い発電設備等の端との水平距離をいう。
 - ウ 発電設備等に最も近い道路からの距離は、地上と発電設備等の最高点との長さの等倍以上あること。

6 設置基準

(1) 発電設備等の設置及び稼動により、騒音、低周波音、日照、光害、悪臭、ばい煙、水質汚濁、電磁波、電波障害、災害、文化財及び景観等に影響が無いこと。

(2) 騒音

ア 発電設備等に最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に区分される基準値以下とすること。

昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
55 デシベル以下	45 デシベル以下

イ 前アにかかわらず、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30デシベルを下回る区域における騒音の基準は、発電設備による騒音が35デシベル以下とすること。

(3) 低周波音

環境省環境管理局大気生活環境室による「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないこと。

ア 物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

イ 心身に係る苦情に関する参照値は下表及びG特性音圧レベル LG = 92(dB)

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

(4) 日照

発電設備等によって近隣住民等及び動植物が日照不足による影響を受けないよう配慮すること。

(5) 光害

ア 発電設備等及び周辺に照明器具等を設置するときは、近隣住民等の生活環境及び自然環境に影響を与えないこと。

イ 太陽光パネルは、近隣住民等への障害や動植物に影響を生じさせないよう光の反射角度に配慮すること。

(6) 悪臭及びばい煙

発電設備等から生じる悪臭又はばい煙について、近隣住民等の生活環境及び自然環境に影響を与えないよう適切な措置を講じること。

(7) 水質汚濁

発電設備等から生じる水質汚濁について、近隣住民等の生活環境及び自然環境に影響を与えないよう適切な措置を講じること。

(8) 電磁波及び電波障害

発電設備等から発する電磁波及び電波によって、人体への障害又はテレビ電波等に影響を与えないよう適切な措置を講じること。

(9) 災害

ア 発電設備等の設置及び運用により土砂災害を誘発させるなどのおそれがないこと。特に土砂災害特別警戒区域並びに土石流危険渓流の想定氾濫区域及び流域での建設等は厳に慎むこと。

イ 強風などにより発電設備等の全部又は一部が飛散するなど、近隣住民等への被害及び周辺環境に影響を与えないよう適切な設置及び運用をすること。

(10) 文化財及び景観等

発電設備等は、地域の自然、歴史的文化財等に配慮し、配置、デザイン及び色彩等、周囲の景観と調和したものであること。

(11) 事業者等は、前(1)から(10)に反するとき又は近隣住民等から苦情を受けたときは、速やかに適切な措置を講じること。

7 発電事業の説明

(1) 事業者等は、発電設備等の設置、増設又は改修を計画した段階で、近隣住民等、土地所有者等、関係団体等及び関係公的機関に対して事業の説明を行い同意を得ること。

(2) 事業者等は、前(1)の説明後、速やかに次の書類を町長に提出すること。

ア 再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書（別記様式第1号）

イ 説明会記録（別記様式第2号）

(3) 事業者等は、前(1)による同意を得られないときは、発電設備の設置等に係る計画を見合せること。

8 事業の変更・中止

事業者等は、前7(2)アに基づく、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書を提出した後、事業を変更又は中止しようとする場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置等（変更・中止）届（別記様式第3号）を町長に提出すること。

9 設置等の完了

事業者等は、前7(2)アの再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書に基づく設置、増設又は改修工事が完了したときは、稼動前に、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届（別記様式第4号）を、町長に提出すること。

10 保守点検等の実施

事業者等は、発電設備等の安全な運用を確保するために必要な保守点検を実施すること。

(1) 日常点検

騒音、低周波音、悪臭、ばい煙及び水質汚濁等の外観の異常を日常的に確認するとともに、事業区域内の草刈り等、衛生的環境の保持に努めること。

(2) 定期点検

製造業者及び設置業者等による総合的な点検を3年以内ごとに実施すること。

(3) 随時点検

日常点検及び定期点検の他、安全な運用を確保するために点検が必要な場合は、随時に実施すること。

11 発電事業の終了

(1) 事業者等は、発電事業を終了した際、速やかに、再生可能エネルギー発電事業の終了及び設備等の撤去計画に係る届（別記様式第5号）を町長に届け出ること。

(2) 事業者等は、発電事業を終了した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、速やかに撤去すること。

(3) 事業者等は、発電事業終了から撤去までの期間、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合するよう適切に維持管理するとともに、第三者がみだりに発電設備等に近づかないよう、適切な措置を講じること。

12 情報提供

住民は、発電設備等の設置及び運用に関し、このガイドライン及び関係法令に違反している状態又は安全性に欠ける状態（以下「不適切な状態」という。）にあると認めるときは、その情報を町長に提供することが望ましい。

13 実態調査

町長は、前12の規定による情報提供を受けたとき、又は発電設備等が不適切な状態になるおそれがあると認めるときは、必要な実態調査を行うことができる。

14 助言又は指導

町長は、前13の規定による実態調査を実施し発電設備等が不適切な状態にあると認めるときは、当該発電設備等の事業者及び土地所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

15 関係機関との連携

町長は、事業者等を発電設備等の適切な管理及び運用に導くために必要があると認めるときは、資源エネルギー庁及びその他の関係機関等に必要な措置を講ずるよう要請するなどの連携を図ることができる。

16 附則

- (1) このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。
- (2) 羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドラインは廃止する。
- (3) 平成29年12月20日から令和2年3月31日の間に建設された小形風力発電施設についても、本ガイドラインの規定を適用するものとする。

別記様式第1号（7(2)ア関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊟

発電設備の設置等について計画しているので、提出します。

記

種 別	太陽光 ・ 風力 ・ バイオマス ・ 水力 ・ 地熱 その他（ ）
区 分	新設 ・ 増設 ・ 改修
設置予定地	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
設置工期	年 月 日～ 年 月 日
稼動開始予定	年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
添付書類	・ 設置する発電設備等のメーカー、型番及び図面 ・ 設置スケジュール ・ 設置予定地及び配置がわかる図面 ・ 会社概要 ・ その他必要な書類

別記様式第2号（7(2)イ関係）

説明会記録

事業者名 _____

日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	
議 題	
説明者職氏名	
説明対象 及び出席者	
議事内容 質問・意見 及び回答	

本様式に記載しきれない場合は、任意の様式で作成

別記様式第3号（8関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等（変更・中止）届

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊟

年 月 日付け「再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書」で提出した_____発電設備の設置等を（変更・中止）したいので届け出ます。

記

	変更前	変更後 (中止の場合は記載不要)
設置予定地		
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²	
設置工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
稼働開始予定	年 月 日	
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail	
添付書類	変更前と変更後がわかる書類 ・設置する発電設備等のメーカー、型番及び図面 ・設置スケジュール ・設置予定地及び配置がわかる図面 ・その他必要な書類	

別記様式第4号（9関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊞

年 月 日付け「再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書」で
提出した_____発電設備の設置等が完了しましたので、届け出ます。

記

設置場所	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
設置完了年月日	年 月 日
稼動開始年月日	年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
添付書類	・経済産業大臣から、当該再生可能エネルギー発電 事業計画に係る認定を受けたことを証する書類 の写し ・その他必要な書類

別記様式第5号 (11(1)関係)

再生可能エネルギー発電事業の終了及び設備等の撤去計画に係る届

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

⑨

下記のとおり _____ 発電事業を終了し、設備等の撤去計画を立てたので届け出ます。

記

設置場所	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
稼動開始年月日	年 月 日
事業終了年月日	年 月 日
撤去工期	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
工事等施工者	・撤去・整地 ・廃棄物処理 ・その他

必要書類を添付